

北見市創業促進補助金

北見市では、市内で創業する方を応援するため、店舗や事務所等に対する家賃または改装費等の一部を補助する「北見市創業促進補助金」を創設いたしました。

●対象者

次の要件を全て満たす方

- 1 事業を営んでおらず、北見市に新たに店舗や事務所等を設置して創業する方
- 2 北見市の住民基本台帳に記録されている方（補助金の交付申請時に住民基本台帳に記録されている場合も含まれます。）
- 3 市税等に滞納がない方
- 4 北見市創業支援事業計画に規定する認定連携創業支援機関（※）の相談窓口で創業相談を行った方（※）オホーツク産学官融合センター、北見商工会議所、留辺蘂商工会議所、きたみ市商工会
- 5 以下の全てに該当しない方
 - ・他の方が行っていた事業を継承して創業する方
 - ・既に行っている事業と別の事業を立ち上げて創業する方
 - ・過去にこの補助金の交付を受けた方
 - ・公序良俗に反する事業を営もうとする方
 - ・北見市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する方

●事業別の補助対象経費及び補助金額

次のいずれかの事業にかかる費用（消費税額を除く）を補助対象経費とします。

なお、補助対象経費のうち、申請者本人及び3親等以内の親族に支払う費用は対象外です。

（1）事務所等賃借料補助事業（家賃補助）

【補助対象経費】

店舗や事務所等の月額賃借料

ただし、管理費、共益費、駐車場使用料等、店舗や事務所等そのものの賃借料と認められないものを除きます。

【補助金額】

月額5万円を上限に月額賃借料の2分の1（千円未満は切り捨て）を最長12か月間、**最大50万円まで**補助します。

（例1）家賃8万円の場合：月の補助金額4万円、12か月分の補助金額が48万円のため、48万円を交付する。

（例2）家賃10万円の場合：月の補助金額5万円、12か月分で補助金を交付すると補助金交付上限額の50万円を超えてしまうため、10か月分の補助とし、50万円を交付する。

（2）改装工事費等補助事業（改装費等補助）

【補助対象経費】

店舗や事務所等の改装工事又は機械装置、工具、器具、備品等の購入に要する費用

ただし、令和3年3月末日までにその支払いが完了するもので、改装工事については、市内建設業者（北見市内に事業所または営業所を有し、建設業等を営む者）に発注するものに限ります。

【補助金額】

補助対象経費の2分の1（千円未満は切り捨て）、**最大50万円まで**補助します。

（例1）改装工事、備品購入額計80万円の場合：80万円の1/2である40万円を交付する。

（例2）改装工事、備品購入額計120万円の場合：120万円の1/2は60万円であるが、補助金交付上限額の50万円を超えてしまうため、頭打ちで50万円を交付する。

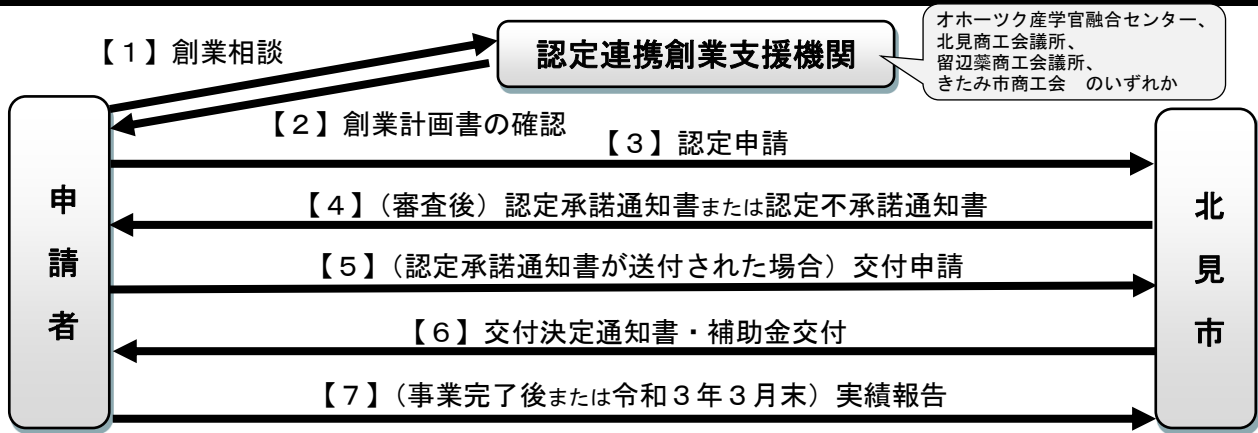
●対象業種

北見市中小企業振興基本条例第2条第1号に掲げる中小企業者であって、中小企業信用保険法第2条第1項第1号または第2号に規定する業種

| 業種 | 資本金 | 従業員数 | 業種 | 資本金 | 従業員数 |
|-----|-----------|--------|---------|-----------|--------|
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50名以下 | サービス業 | 5,000万円以下 | 100名以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100名以下 | 製造業・その他 | 3億円以下 | 300名以下 |

※農業、林業、漁業、金融・保険業、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく営業の許可または営業の届出を要する業種は対象外です。

●申請手続きの流れ



<申請書類> ★は北見市ホームページから取得できます。 <http://www.city.kitami.lg.jp/docs/2020061000076/>

【3】認定申請に必要な書類

- 1 北見市創業促進補助金対象者認定申請書 (様式第1号) ★
- 2 創業計画書 (様式第2号) ★
- 3 (1) 事務所等賃借料補助事業 (家賃補助) の場合のみ
・店舗や事務所等の賃借料に係る見積書または賃貸借契約書の写し
- 4 (2) 改装工事費等補助事業 (改装費等補助) の場合のみ
・改装工事等費用に係る見積書の写し
・改装工事に係る図面の写しまたは機械装置等の設置前の写真
- 5 住民票の写し (法人を設立する場合は、代表者となる方のもの)
- 6 市税等に滞納がないことの証明書 (法人を設立する場合は、代表者となる方のもの)
- 7 その他市長が必要と認める書類

【5】交付申請に必要な書類

- 1 補助金等交付申請書 (別記様式第1号) ★
- 2 補助金等交付 (変更) 申請経費調書 (別記様式第1号の2) ★
- 3 補助金等交付 (変更) 申請収入調書 (別記様式第1号の3) ★
- 4 北見市創業促進補助金対象者認定承諾通知書の写し
- 5 個人事業の開業・廃業等届出書または事業開始等申告書 (個人事業開始申告書) の写し
- 6 (1) 事務所等賃借料補助事業 (家賃補助) の場合のみ
・店舗や事務所等の賃借料に係る賃貸借契約書の写し (※)
- 7 (2) 改装工事費等補助事業 (改装費等補助) の場合のみ
・改装工事等費用に係る契約書等の写し (※)
- 8 住民票の写し (法人を設立する場合は、代表者となる方のもの) (※)
- 9 その他市長が必要と認める書類
(※) 上記【3】で提出済みの場合は不要

●申請方法

上記【3】申請書類一式を、北見市役所 商工観光部 商業労政課までご持参ください。

●申請受付期間

令和3年3月31日まで (市の予算に達した場合は、受付を締め切ります。)

●お問い合わせ先

北見市 商工観光部 商業労政課

〒090-0024 北見市北4条東4丁目2番地 第1分庁舎2階

TEL : 0157-25-1148

Email : shoro@city.kitami.lg.jp